

資料6-1

「西海橋公園収入実績(R2～R4)」

西海橋公園

1 行為許可件数及び使用料収入(条例第3条関係)

R2年度		R3年度		R4年度	
許可件数(うち減免件数)	収入	許可件数(うち減免件数)	収入	許可件数(うち減免件数)	収入
41(12)	63,700	60(35)	67,300	55(29)	74,500

2 有料公園施設の利用者及び使用料収入(条例第7条関係)

有料公園施設の名称	R2年度		R3年度		R4年度	
	利用人数	収入	利用人数	収入	利用人数	収入
ソフトボール場(東口)	4,396	180,450	3,932	192,200	3,632	187,450
ソフトボール場(西口)	482	25,900	668	39,900	1,370	43,700
そりゲレンデ	12,090	3,308,100	11,865	3,248,400	13,627	3,711,600
合計	16,968	3,514,450	16,465	3,480,500	18,629	3,942,750

3 公園利用者数及び利用料収入

R2年度			R3年度			R4年度		
利用者総数	うち有料施設利用者数	利用料収入(有料施設収入+行為許可料)	利用者総数	うち有料施設利用者数	利用料収入(有料施設収入+行為許可料)	利用者総数	うち有料施設利用者数	利用料収入(有料施設収入+行為許可料)
420,780	16,968	3,578,150	420,069	16,465	3,547,800	470,894	18,629	4,017,250

4 指定管理料

単位:円

	R2年度	R3年度	R4年度
西海橋公園	32,796,000	32,796,000	32,796,000

資料6 - 2

「西海橋公園支出実績(R2～R4年度)」

単位:千円

費目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人件費	11,217	11,036	11,478	
賃金	7,835	9,378	9,008	
電気料金	1,504	1,550	1,559	
上下水道料金	1,048	1,311	1,120	
その他光熱水費	29	30	29	
消耗品・印刷費	1,693	2,103	1,828	
通信費	347	339	279	
法定検査料	2,216	2,282	2,303	
修繕費	3,255	3,006	2,734	
保険料	90	84	85	
委託料	997	975	1,006	
公課費	1,767	1,759	1,733	
その他経費	イベント準備	1,912	1,710	3,192
	燃料費	856	714	670
	その他	727	356	334
計	35,493	36,633	37,358	

資料7 - 1

「貸与備品一覧（都市政策課所管分）」

備品第2種

西海橋公園

分類種目	品名	規格	数量
農業機器類	草刈機	ゼノアトリマー HT751H	1
農業機器類	噴霧器	丸山背負動噴 MS037	1
農業機器類	運搬機(クローラダンプ)	YXD730	1
農業機器類	草刈機(ロータリーモア)	ハロネス GM64AM	1
農業機器類	撒布機(肥料散布機)	MS-19	1
厨房機器類	ユニットキッチン	ビジネスキッチン	1

資料7 - 2

県有物品(貸付物品)一覧

西海橋公園

「貸与備品一覧(県北振興局所管分)」

備品1種

(西海橋公園)

分類種目	品名	規格	数量
医療機器類	自動体外式除細動機(AED)	AEDハートスタート HS1+	1
医療機器類	自動体外式除細動機(AED)	日本光電 AED-9231	1
スポーツ用具類	フットサルゴール	EKE773	1
スポーツ用具類	移動式得点板	EKE634	1
スポーツ用具類	ライン引き	EKA013	1
レクリエーション用具類	天幕(パイプ組立式集会用テント)	HT-2	2
スポーツ用具類	サッカーゴールポスト(ジュニア用)	トーエイライト B-3338	1
スポーツ用具類	サッカーゴールネット(ジュニア用)	トーエイライト B-4145	1
レクリエーション用具類	天幕(ワンタッチスーパーキングEテント)		1
机台類	会議机	KH1845TT	4
椅子類	会議用椅子	SFC-2T(BL)	5
レクリエーション用具類	天幕(GK SPテント)		1
その他消耗品	車椅子	日進NEO-1	1
机台類	会議机	KH1845TT	3
その他消耗品	折りたたみチェア	SFC-2T(BL)	6
その他消耗品	会議机	KH1845TT	1
通信音響機器類	携帯用拡声器	EKB117	2
棚箱類	書類整理棚	DP-C105	2
その他消耗品	その他消耗品	DP-C105	2
スポーツ用具類	アルミジュニアサッカーゴール	K870	1
スポーツ用具類	ジュニアサッカーゴールネット	K1267	1
スポーツ用具類	アルミジュニアサッカーゴール	K870	1
スポーツ用具類	Jrサッカーゴールネット	K1267	1

41

備品2種

分類種目	品名	規格	数量
工作加工機器類	研磨機(卓上グラインダー)	GT21SH	1
一般機器、工具類	ポンプ(エンジンポンプ)	共立 CL-25	1
農業機器類	草刈機(自走式ロータリー)	ハートネズ GM65A	1
農業機器類	草刈機(背負式刈払機)	ピッコ RMA261	1
農業機器類	草刈機(背負式ヘッドトリマー)	ピッコ RMAHT261	1
農業機器類	草刈機(自走式ロータリー)	ハートネズ GM500	1
農業機器類	草刈機(刈払機)	ピッコ NB-3000AU	4
農業機器類	草刈機(ヘッドトリマー)	THT-210A	1
林業機器類	チェーンソー	共立 CSV3501	1

12

資料8

「外部委託業務一覧」

西海橋公園

税込み

業務内容	令和4年度実績
警備委託(添架歩道開閉)	660,000
警備委託(管理事務所機械警備)	132,000
ゴミ収集・運搬・処理(園内排出ゴミ)	64,460
遊具点検年次点検(年1点検)	137,500

資料9

遊具の維持管理について

長崎県土木部都市政策課

(1) 点検手順に従った確実な安全点検

- 1) 日頃の適切な安全点検で物的ハザード(危険性、危険箇所)を発見し、適切な措置を講ずることにより、事故の発生を未然に防ぐことが可能となる。
- 2) 確実な安全点検を行い、発見された物的ハザードを適切に処理するために、遊具の維持管理計画を策定・実行する。

安全点検の種類

a 初期点検: 製造・施工者、発注者

- ・供用後に公園管理者の立ち会いのもと、遊具の初期の動作性能確認のために、製造・施工者の責任と判断において行われる。
- ・製造・施工者が設置直後に行う点検のことである。
- ・動的な構造を持つ遊具や新設計の遊具は、初期不良が発生するおそれがあり、そのため十分な機能を発揮しない場合がある。また、木製遊具の中には、設置後にボルト類の増し締めを必要とするものもあり、これらの不具合を解消するために行う。

b 日常点検: 指定管理者

- ・指定管理者が、主として目視、触診、打診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるために日常業務の中で行う点検のことである。
- ・変形及び異常を発見した場合には、必要に応じて遊具の構造に熟知した技術者による点検を行う。
- ・点検の頻度は、施設の構造、利用状況、地域の気象条件などで異なるが、製造者の示す維持管理上の留意事項・点検スケジュールを踏まえ、指定管理者は現場にあった維持管理計画を作成し、実施する。
- ・日常点検においては、変形や摩耗、部材の消失などに着眼して行う必要がある。特に、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分などは、入念に点検する。
- ・目視・触診・打診が主体となるため、点検を行う者の経験則に頼るところが大きく、診断結果に個人差がでることが予想される。できる限り客観的な診断を行うためには、点検シートを作成して点検を行うことが有効である。
- ・遊具本体とあわせて、設置面や植栽などを含めた遊び場全体を対象に、子どもが安全にかつ楽しく遊べる環境であるかといった視点で点検を行うことも必要である。

参考(日常点検の着眼点の例)

- ・変形 : ゆがみ、たわみ
- ・部分の異常 : 金具、締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落
- ・部材の異常 : ひび、破損、さび、腐食・腐朽、劣化、塗料の剥離
- ・遊具の異常 : 動かない、きしみ、揺れ、摩耗、傾き
- ・欠損、消失 : 手すりや踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失
- ・周囲の異常 : 地面の凹凸、危険物の散乱、砂場などの衛生状態、不適切な基礎の露出、有毒な害虫

c 定期点検:指定管理者

- ・指定管理者が、一定期間ごとに目視や打診、又は用具を使用して行う点検のことである。
- ・変形及び異常が発見された場合には、必要に応じて詳細な点検を行う。
- ・点検の頻度は月1回を基本とする。
- ・特に、基礎部分の腐食・腐朽などについては日常点検では分かりにくい上、重大な事故が起りやすいので、技術者による十分な点検を行う。

d 精密点検:指定管理者、県地方機関担当者、業者、専門技術者等

- ・必要に応じて詳細に行う点検のことである。
- ・日常点検や定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に複数の関係機関担当者が多様な角度から行う。

安全点検の始点

- ・確実な安全点検を行うためには、点検漏れの防止に努め、判断基準の統一などを図る。
- ・適切かつ確実に安全点検を行うために、点検シートの作成と活用は有効であると考えられる。
- ・使用材料や部位によっては、劣化傾向や管理方法が異なるため、安全点検にあたっては、点検対象の遊具の特性、仕様など、基礎的な情報を予め把握しておく。
- ・日常点検において異常を発見した場合は、その内容によっては、定期点検時ではなくても指定管理者は県地方機関の意見を求める。
- ・遊具の点検結果などの維持管理履歴が継承され、効率的に維持管理がされるよう、遊具履歴書を作成する。
- ・点検結果に応じて整備補修や部材の交換などを行う場合、製造・施工者が提出した資料を参考とすることは効果的であり、公園管理者は遊具の設置にあたり、製造・施工者に材料、製造時に設定された期間、交換の目安など維持管理に必要な資料の提出を必要に応じて求めるものとする。

(2) 発見されたハザードの適切な処理

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、恒久的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

1) 発見された物的ハザードについては、その危険性の程度を判定し、より危険性の高いものは優先的に措置を講ずる。

参考資料(全米遊び場安全協会(NPSI)が包括的な遊び場の安全プログラムにおいて示しているハザードの分類)

クラスA ハザード 生命に危険があるか、重度あるいは恒久的な障害を引き起こしうる状態
クラスB ハザード 重大な、恒久的でないケガを引き起こしうるすべての状態
クラスC ハザード 軽度のケガを引き起こしうる状態

2) 特に、生命に危険を及ぼす、重度あるいは恒久的な障害をもたらす、身体の欠損を引き起こすなどのおそれのある物的ハザードは、早急に取り除く。まあ、子どもは、破損した遊具に興味を示すため、破損した遊具についても早急に措置を講ずる。

参考(破損した遊具の使用例)

- ・台座のはずれたブランコでの遊び
- (鎖にぶらさがったり、振り回すなどのターザンロープ遊び)

物的ハザードに対する措置

- ・指定管理者は、遊具に重大な事故につながるおそれがある物的ハザードが認められた場合には、ただちに使用制限の措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などを行う。
- ・使用制限の措置としては、立入り防止柵の設置、遊具にネットを掛ける、可動部分の結束などの措置によって、明らかに使用できないようにし、事故を防ぐよう対策を講ずる。ただし、これらの対応が結果として予期しない遊びを生じさせ、事故を発生させるおそれがあることを考慮する。併せて、掲示によって注意を喚起することも検討する。
- ・ボルト類の緩みなどの軽度な物的ハザードが認められた場合には、迅速な対応を可能にするため、簡易な補修ができる体制と技術を備えておくことが望ましい。修理や部品交換などは、必要に応じて製造者の意見を踏まえて行う。

故意による損壊・落書き

- ・故意による損壊、落書きなどを放置することは、遊び場の環境を悪化させたり破壊行為を助長することになるため、速やかに落書きの消去や損壊した遊具の修理などを行うこと。

(3) 事故への対応

- 1) 事故への対応にあたっては、事故が発生した場合には直ちに必要な対策が講じられるよう対応を図るとともに、事故の再発防止に努める。

速やかな連絡の重要性

- ・事故が発生した場合には、負傷者への対応や再発防止対策を速やかに講ずるため、消防署のみならず、指定管理者へも速やかに連絡が取られるよう緊急連絡手段を確立することが必要である。
- ・遊び場には、事故が起きたときに何をすべきか示すため、以下の内容を少なくとも1箇所掲示することが必要である。
- ・救急車を呼ぶ(119番)
- ・公園管理者(指定管理者)の連絡先
- ・最も近くに設置されている電話がある場所

事故の再発防止

- ・指定管理者は、事故の再発防止対策として、事故が起きた遊具について直ちに使用制限の措置を講ずるとともに、速やかに修理、撤去などの迅速かつ適切な措置と事故や苦情の記録の蓄積・整理を行い、必要に応じて記録を見直し、改善すべき点を抽出し、維持管理計画に反映させる。
- 2) 負傷者に適切に対応するため、遊具の欠陥や管理瑕疵に起因する損害賠償などに備え、設置した遊具に適用される保険への加入などの対応が望まれる。
さらに、既製品を用いる場合には、製造者が製造物責任法に対応する保険に加入しているか確認しておく。

(4) 事故に関する情報の収集と活用

事故情報の記録

・事故の発生状況などの情報は、遊び場や遊具に関わる者の中で、あるいは地域住民などとの間で共有することを前提に、事故の発生日時、場所、負傷者本人の情報、負傷部位、ケガの種類・程度、事故原因などの必要事項を分かりやすい書式を定めて記録する。

事故情報の活用

・事故情報は、地方公共団体内の公園管理に関わる者にとどまらず、他の地方公共団体の公園管理者など、遊び場や遊具に関わる者が情報を共有・交換することにより、相互の改善に役立て事故の再発防止に資することが望まれる。

事故発生に対する連絡体制

「長崎県立都市公園条例及び同施行規則の運用について(通知)」R2.4.8 土木部長通知
上記要領に基づく様式1 県立都市公園事故報告書(案)

遊具の維持管理計画(案)

安全点検内容

日常点検	管理者が主として目視、触診、聴診などにより、遊具の変形、亀裂、くされ、さび、ゆるみ、剥離、欠け、ぐらつきなど、劣化や破損等を調べるために日常的に行う点検
定期点検	専門技術者による定期的な目視、打診、または用具・測定機具を使用して行う点検
精密点検	日常点検、定期点検により、遊具としての機能の不具合が発見された場合、外観では判断が困難な部位など、さらに精度の高い検査が必要な時に、専門技術者により分解作業や専門測定機具などを使って行う点検

安全点検方法

日常点検		
目視・触診	目視・触診	施設を直接見たり、触れたりして劣化・傷、その他の変化を把握し、その結果を記録する。評価に個人差が生じやすいので、できるだけ客観的なデータが得られるよう留意するとともに写真などによる補足資料も活用する。検査範囲は局部から構造全体であるが、特に施設の可動部分など、劣化のしやすい部分に重点を置く。
	聴診	動的な機能を持った遊器具などで、作動時に異常な音を発生していないか確認する。大半は、駆動部の油汚れなどが原因であるが、作動状況も併せて確認する。
定期点検		上記目視・触診・聴診に加えて、特にマクロ的な欠陥として構造体の変形などに留意して、以下の点検を行う。
打診	打診	ハンマーなどで叩いた音から、目視や触診ではわからないような微妙な変化を察知する方法。結合部の緩みなど、音の濁りや高さの変化により知るものであるが、正常時と異常時の音の変化をとらえる経験が必要となる。
	計測器などによる計測	メジャーやノギスなどを用いて、設置時の状況と比較して、変形が生じていないか確認する。
精密点検		日常点検や定期点検において、「異常」と判断された施設や部位について、より精密な点検や測定を行う。

安全点検計画

	頻度	実施時期	実施者	報告先	備考
日常点検	1回/日		・指定管理者		必要に応じ管轄県地方機関へ報告
定期点検	1回/月		・指定管理者	管轄県地方機関	
精密点検	1回/年		・指定管理者 ・管轄県地方機関 ・専門知識や技術を有する資格者	都市計画課 管轄県地方機関	

*「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備士」と同等以上の知識を有する者
頻度については目安である。

点検シート

別添：遊具の点検結果連絡票による報告

判定基準

判定	判定内容	対策の方向性		報告先
A	健全であり、修繕などの必要はない。	継続使用		
B	やや劣化の兆候があり、監視を要する。	継続使用	監視	協会
C	部分的に異常があり、対策が必要。	使用中止	部分修繕	協会 地方機関
D	重要な部分に異常があり、対策が必要。	使用中止	詳細な点検	協会 地方機関 都市計画

遊具の点検結果連絡票

送信先	県地方機関 FAX	担当課名:	担当者名:
	県都市政策課 FAX 095-894-3462	担当課名:	担当者名:
		担当課名:	担当者名:

発信者	機関名:	担当者名:
-----	------	-------

〔送信内容〕

1. 確認した状況

年月日	公園名	遊具名
異常と認められる状況(具体的に記入)		判定 B C D
過去の経緯		

2. 応急的措置

使用制限
(内容)

補修
(内容)

3. 恒久的処置

修理 改良 撤去 更新
(処置方法に対する所見)

(予算措置)

【対応策の検討】 受信者使用欄(または返信欄)

--

あいつとと **i-Totto** 公共施設予約システム お問

ホーム 空き状況の確認 ご利用の手引き 施設のご案内

空き状況の確認はこちら

施設の空き状況を確認することができます。確認だけであれば、利用者登録されていない方でもご利用になれます。

[Q 空き状況の確認](#)

利用者の方はこちら

「空き施設の予約」または「抽選申込」を行う場合は、こちらからログインしてください。

[ログインする](#)

[ユーザーIDを忘れた方はこちら](#)
[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[施設を利用したいので、利用登録する](#)

携帯でのご利用はこちら

 携帯サイトへは左のQRコード(二次元バーコード)を利用することで簡単にアクセスできます。(クリックを拡大)

i-Totto 長崎県公共施設予約システムへようこそ
公共施設予約システム・あいつとと



長崎 **がんばらんば** 国体 2014 

システムからのお知らせ

2013年03月14日(長崎県宮野球場)
▶ **高校野球大会期間中の利用について**

2013年03月13日(長崎県立総合運動公園)
▶ **駐車場利用制限について**

2011年05月11日(長崎県宮野球場)
▶ **県営野球場の附帯設備使用について**

ホーム

空き状況の確認

ご利用の手引き

施設のご案内

ご利用の手引き

▼ 手引きメニュー

▼ はじめに

- サービス時間と提供するサービス
- システムを利用するには
- 操作方法がわからない場合には
- お問い合わせ

▶ ユーザー登録・My施設

▶ 空き状況の確認

▶ 抽選申込

▶ 予約申込

▼ システムを利用するには

次の機器から利用することができます。

**インターネット**

インターネットに接続し、パソコンからご利用できます。
パソコンサイトは、ブロードバンド向け(本システム)とナローバンド向けの
2種類があります。 ※ナローバンド向けは只今準備中です。

<http://eap.pref.nagasaki.lg.jp/Facilityrsv/>

または、長崎県ホームページから「公共施設予約システム」を選択してもアクセス可能です。

<http://www.pref.nagasaki.jp/>

**携帯電話** ※携帯サイトは只今準備中です。

携帯電話から、アクセスしご利用できます。
右のQRコードからアクセスできます。

※Adobe社製品「Flash Player」が搭載された携帯端末のみ
ご利用可能です。



資料11-1

現行利用料金一覧表(行為許可)

【西海橋公園】

種別		単 位	金 額
行商、募金その他これらに類するもの	収入を得る場合	1人1日につき	100 円
	収入を得ない場合	1人1日につき	0 円
業として行う写真撮影		1月につき	0 円
業として行う映画撮影		1日につき	0 円
興行		売上金に対し3%	
広告物の掲出		原則として広告物の掲出を認めない	
競技会、展示会、博覧会、写真撮影、コンサート、その他これらに類するもの	有料施設を利用する場合	1日につき	有料施設使用料金に準じる
	有料施設を利用しない場合	1日につき	0 円
競技会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	収入を得る場合	1㎡1日につき	100 円
	収入を得ない場合	1㎡1日につき	0 円

【平戸公園、田平公園】

種別		単 位	金 額
行商、募金その他これらに類するもの		1人1日につき	220 円
業として行う写真撮影		1月につき	7,130 円
業として行う映画撮影		1日につき	9,880 円
興行		1日につき	4,690 円
広告物の掲出		広告表示面積 1㎡1日につき	1,730 円
競技会その他これらに類するもの		1日につき	2,240 円
展示会、博覧会、写真撮影、コンサート、その他これらに類する催しを行う場合	営利目的のもの	1㎡1日につき	20 円
	営利目的以外のもの	1㎡1日につき	15 円
公園内にテントを設置する場合	営利目的のもの	1張り1日につき	2,040 円
	営利目的以外のもの	1張り1日につき	510 円
	20㎡を超える場合	1㎡1日につき	120 円

現行利用料金一覧表(行為許可)

【百花台公園】

種別	単 位	金 額
行商、募金その他これらに類するもの	1人1日につき	220 円
業として行う写真撮影	1月につき	7,130 円
業として行う映画撮影	1日につき	9,880 円
興行	1日につき	4,690 円
広告物の掲出	広告表示面積 1㎡1日につき	1,730 円
競技会、その他これらに類するもの	1日につき	2,240 円
展示会、博覧会、写真撮影、コンサート、その他これらに類する催しを行う場合	営利目的のもの	1㎡1日につき 20 円
	営利目的以外のもの	1㎡1日につき 15 円
公園内にテントを設置する場合	営利目的のもの	1張り1日につき 2,040 円
	営利目的以外のもの	1張り1日につき 510 円
	20㎡を超える場合	1㎡1日につき 120 円

※20㎡を超えるテントを設置する場合は、1㎡1日につき120円。ただし、公共機関(区市町等)が主催する催しのため設けられる仮設構造物(テント等)は1㎡1日につき30円とする。

資料11 - 2

現行利用料金一覧表(有料施設)

【西海橋公園】

有料公園施設	区 分		単 位	金 額	
ソフトボール場	専用利用	一 般	平日	1面30分につき	400 円
			休日	1面30分につき	
		高校生以下	平日	1面30分につき	250 円
			休日	1面30分につき	
		照 明		1面30分につき	500 円
ソリゲレンデ	個人利用		ソリ1台1日につき	300 円	

【田平公園】

有料公園施設	区 分		単 位	金 額	
運動広場	専用	Aコート Bコート	一 般	1面1時間につき	660 円
			高校生以下	1面1時間につき	310 円
			照 明	1面30分につき	710 円
	利用	A・Bコート を同時 に使用する 場合	一 般	1面1時間につき	1,320 円
			高校生以下	1面1時間につき	620 円
			照 明	1面30分につき	1,420 円
テニスコート	専用	一 般	平日	1時間につき	310 円
			休日	1時間につき	560 円
	利用	高 校 生 以 下	平日	1時間につき	200 円
			休日	1時間につき	250 円
		照 明 (全 灯)		30分につき	410 円

現行利用料金一覧表(有料施設)

【百花台公園】

有料公園施設	区 分		単 位	金 額
サッカー場	専用	一 般	1時間につき	1,120 円
		高校生以下		610 円
ソフトボール場	専用	一 般	1面1時間	660 円
		高 校 生 以 下		310 円
テニスコート	専用	一 般	平日	310 円
			休日	560 円
		高 校 生 以 下	平日	200 円
			休日	250 円